

美唄市広報紙広告掲載取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、美唄市が発行する美唄市広報紙(以下「広報紙」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報紙に掲載する広告は、市の広報紙の公共性、中立性及び品位を損なわず、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広報紙に掲載する広告として適当でないとし市長が認めるもの

(広告掲載の申込み及び決定)

第3条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、美唄市広報紙広告掲載申込書(様式第1号)を、広告を掲載しようとする広報紙の発行月の前々月20日までに市長に提出しなければならない。この場合において、申込者の数が掲載枠数に達した場合は、申込みを締め切るものとする。

2 市長は、第1項の申込みがあったときはその内容を審査し、可否を美唄市広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

3 市長は、広告掲載数の変更等が生じたときは、広告掲載の決定を受けたものについても、掲載号を変更することができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第4条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する形式により広告主の負担で広告原稿を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告主の責任)

第5条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の位置及び掲載数)

第6条 広告を掲載する位置及び掲載数は、別に定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第7条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(掲載料の納入)

第8条 広告主は、第3条第3項の規定による広告掲載決定のあった日の翌日から起算して20日以内に、掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号に該当する場合は、当該広告掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかった場合
(広告掲載料の還付)

第 10 条 市長は、広告の掲載を決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、広報紙の広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

別表 (第 7 条関係)

区 分	掲載料
1 指定ページ下 1 段 2 分の 1(縦 5 cm×横 9 cm)	1 号につき 10,000 円
2 指定ページ下 1 段(縦 5 cm×横 18 cm)	1 号につき 20,000 円